

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

| | | |
|--|---|------------|
| ○使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示 | 一 | (資源循環推進課) |
| ○特定計量器の定期検査の実施 | 一 | (産業立地推進課) |
| ○海岸保全区域の指定 | 二 | (水産業基盤整備課) |
| ○道路の区域変更(二件) | 二 | (道路課) |
| ○道路の供用開始 | 三 | (同) |
| ○都市計画の変更(二件) | 三 | (都市計画課) |
| ○都市計画事業の事業計画変更の認可 | 三 | (同) |
| ○指定確認検査機関の変更の届出 | 四 | (建築宅地課) |
| ○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出(二件) | 四 | (建築安全推進室) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 | 四 | (税 務 課) |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告 | 五 | (水産業振興課) |
| 選挙管理委員会 | | |
| ○証票の無効 | 五 | |
| ○政治団体の届出 | 五 | |
| ○政治団体の届出事項の異動届 | 六 | |
| ○政治団体の解散届 | 七 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分) | 八 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分) | 八 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分) | 九 | |

告 示

| | |
|----------------------------|---|
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分) | 九 |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分) | 二 |
| ○資金管理団体の届出 | 一 |
| ○資金管理団体の届出事項の異動届 | 一 |
| ○資金管理団体の指定取消しの届出 | 三 |

○宮城県告示第二百四十二号
使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十六年宮城県告示第八百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十五条の二の五第一項本文」を「第十五条の二の六第一項本文」に改め、同条第六号中「第二十条第二号イ又は第二十四条第二号イ」を「第五十七条第二号イ又は第六十二条第二号イ」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号の改正規定は、同年三月二十九日から施行する。

○宮城県告示第二百四十二号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 実施年月日 | 実施区域 | 検査受付時間 | 実施の場所 |
|------------|---------|------------------------|--------|
| 平成二十三年五月十日 | 栗原市 栗 駒 | 午前十時三十分から 午後二時三十分まで | 栗駒総合支所 |

| | | | | | |
|--------|-----|---|-------|------------------------|---------------------------------|
| 五月十一日 | 栗原市 | 栗 | 栗駒 | 午前九時から 午後二時三十分まで | 栗駒総合支所 |
| 五月十二日 | 栗原市 | 栗 | 花山 | 午前九時から 午後二時三十分まで | 一迫公民館正面玄関前 |
| 五月十三日 | 栗原市 | 栗 | 鶯沢 | 午前十時三十分から 午後二時まで | 鶯沢振興センター |
| 五月十六日 | 栗原市 | 栗 | 若柳川岡 | 午前十時三十分から 午後二時三十分まで | 若柳多目的研修センター |
| 五月十七日 | 栗原市 | 栗 | 若柳川賀北 | 午前十時三十分から 午後二時三十分まで | 若柳中央公民館 |
| 五月十八日 | 栗原市 | 栗 | 金成 | 午前九時から 午後二時三十分まで | 金成農村環境改善センター (JA栗原(金成中央支店裏)) |
| 五月二十三日 | 栗原市 | 栗 | 高清水 | 午前十時から 午後二時三十分まで | 高清水保健福祉センター (ほつと館) |
| 五月二十四日 | 栗原市 | 栗 | 志築波 | 午前十時三十分から 午後二時三十分まで | 築館農村改善センター |
| 五月二十五日 | 栗原市 | 栗 | 志築波 | 午前十時三十分から 午後二時三十分まで | 築館農村改善センター |
| 五月二十六日 | 栗原市 | 栗 | 志築波 | 午前十時三十分から 午後二時三十分まで | 築館農村改善センター |

○宮城県告示第二百四十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|---|
| 海岸の名称 | 沿岸名 | 海岸名 | 地区名 | 指定区域 |
| | 仙台湾 | 渡波漁 | 梨木畑 | 次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ線及びイ点とネ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A 石巻市渡波字梨木畑一番三地先標柱（北緯三八度二四分五一・八七九秒東経一四一度二分三六・九〇六五秒） イ点 基点Aから三二六度〇〇分四メートルの地点 ロ点 基点Aから三二〇度〇〇分五二メートルの地点 ハ点 基点Aから三一九度〇〇分九〇メートルの地点 ニ点 基点Aから三八八度〇〇分二七メートルの地点 |
| | 沿岸 | 港 | 地区海 | |

| | |
|----|----------------------|
| ホ点 | 二点から一四七度〇〇分五五メートルの地点 |
| ヘ点 | ホ点から九九度一〇分三〇四メートルの地点 |
| ト点 | ヘ点から八〇度〇〇分九〇メートルの地点 |
| チ点 | ト点から二四度〇〇分一一メートルの地点 |
| リ点 | チ点から四七度〇〇分七八メートルの地点 |
| 又点 | リ点から五一度〇〇分四〇メートルの地点 |
| ル点 | 又点から一四二度〇〇分三三メートルの地点 |
| ヲ点 | ル点から三三六度〇〇分三三メートルの地点 |
| ワ点 | ヲ点から二〇七度〇〇分四〇メートルの地点 |
| カ点 | ワ点から二二八度〇〇分六九メートルの地点 |
| ヨ点 | カ点から二〇六度〇〇分六八メートルの地点 |
| タ点 | ヨ点から二二七度〇〇分一九メートルの地点 |
| レ点 | タ点から二六〇度〇〇分一一メートルの地点 |
| ソ点 | レ点から二七八度〇〇分八六メートルの地点 |
| ツ点 | ソ点から一八八度〇〇分二九メートルの地点 |
| ネ点 | ツ点から二四九度〇〇分八二メートルの地点 |

○宮城県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | |
|-------|--------|-------------------------|-------|--------------|-------------|
| 変更の種類 | 道路 | 変更の区間 | 変更の前後 | 敷地の幅員（メートル） | 敷地の延長（メートル） |
| 道路の種類 | 県道 | 柴田郡大河原町新寺字東入山五一番一地从先から | 前 | — | — |
| 道路の区域 | 蔵王大河原線 | 同郡同町字新南六〇番二地先まで | 後 | 五・二丁 四五・〇 | 五・二五七・四 |
| | | 刈田郡蔵王町大字矢附字東山一一一番一地从先から | 前 | 四・二丁 二七・〇 | 五・六一〇・三 |

柴田郡大河原町字新東二四番三二地先まで

後

○宮城県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 築館栗駒公園線

三 道路の区域

| 変更の区間 | 変更の前後 | |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|
| | 前 | 後 |
| 栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班と小 班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林二三林班に小 班地先まで | 敷地の幅員 (メートル) 七・八 一四・一 | 敷地の延長 (メートル) 二〇七・〇 二〇七・〇 |

○宮城県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|--|------------------|
| 県道 | 仙台館腰線 | 名取市愛島小豆島字松崎六四番三地先から 同市愛島小豆島字字賀崎一二番三地先まで | 平成二十三年 三月二十九日 |

○宮城県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に
ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
なし
- 2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

仙台市泉区 上谷刈沼及び上谷刈三丁目の各一部

大衡村 奥田字岩下の全部、同字奥田中及び同字山下の各一部

○宮城県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の
規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に
ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 用途地域を変更する土地の区域

大和町 吉岡南三丁目、吉岡字西柿木、同字東柿木、同字北六角、並びに吉田字八反田下、同
字東五福院、同字高田西、同字高田、同字高田東、同字北要害、同字北谷地の各一部

○宮城県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画
の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十九日

| | |
|--|--|
| <p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・三・十六号 宮沢根白石線 三・三・百五十二号 八乙女折立線及び三・一・六号 鶴ヶ谷国見線</p> <p>三 事業施行期間 平成十四年五月十日から平成二十六年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 平成十四年宮城県告示第五百三十号の事業地から仙台市泉区松森字浦田を削る</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百五十一号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があった。 平成二十三年三月二十九日</p> <p>一 届出者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>財団法人宮城県建築住宅センター</p> <p>二 変更後の届出者の名称 一般財団法人宮城県建築住宅センター</p> <p>三 変更しようとする年月日 平成二十三年四月一日</p> <p>○宮城県告示第二百五十二号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。 平成二十三年三月二十九日</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 届出者の名称 財団法人宮城県建築住宅センター</p> <p>二 変更後の届出者の名称 一般財団法人宮城県建築住宅センター</p> <p>三 変更しようとする年月日 平成二十三年四月一日</p> <p>○宮城県告示第二百五十三号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。 平成二十三年三月二十九日</p> <p>一 届出者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>財団法人日本建築センター</p> <p>二 変更後の届出者の名称 一般財団法人日本建築センター</p> <p>三 変更しようとする年月日 平成二十三年四月一日</p> |
| <p>五 落札金額 十億五百六十九万円</p> | <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 平成二十三年三月二十九日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県次期税務システム（仮称）開発・データ移行・保守運用・機器提供等業務 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十三年三月十四日</p> <p>四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号</p> |

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十三年一月十八日

○平成二十三年三月八日付で公告した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札を中止する物品

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百四十キロリットル

2 納入期限 平成二十三年四月二十八日

3 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

二 入札を中止する理由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響により、入札の実施が困難なため

三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農林水産部水産振興課調整班（担当 折居仁 電話〇二二・二二二・二九三四）

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票

は、平成二十三年三月十日以降無効とする。

平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

記

証票番号 第三号の〇六九

証票番号 第三号の〇三四

証票番号 第三号の〇三一

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

(一) 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------------|--------|----------|-----------------|--------------|
| みんなの党仙台市議会第4支部 | 及川 英樹 | 及川 由佳 | 仙台市太白区長町南四一六・二〇 | 平成二十三年二月二十一日 |

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------------|--------|----------|-----------------|--------------|
| 愛香会 | 熊谷 敏彦 | 熊谷 三男 | 仙台市泉区長命ヶ丘五・二二・七 | 平成二十三年二月四日 |
| 愛郷社東北本部 | 菅野 正人 | 大森 一成 | 仙台市青葉区大町二・八・二九 | 平成二十三年二月九日 |
| 赤間滋後援会 | 赤間 滋 | 小嶋 悦夫 | 黒川郡大郷町中村字原町一七 | 平成二十三年二月三日 |
| おいかわ英樹を市政に送る会 | 及川 英樹 | 及川 由佳 | 仙台市太白区長町南四・一六・二 | 平成二十三年二月八日 |
| おばた公雄後援会 | 内海 孝一 | 石垣 光彦 | 宮城県松島町桜渡戸字麦田五五 | 平成二十三年二月十四日 |
| かんのたけしを励ます会 | 菅野 猛 | 菅野 京子 | 仙台市若林区南小泉二・四・三二 | 平成二十三年二月二十三日 |
| 菊地ゆきお後援会 | 菊地 幸郎 | 菅野 泰正 | 仙台市青葉区郷六字葛岡下四九 | 平成二十三年二月二十三日 |
| 熊谷同志会 | 磯目 修一 | 熊谷 敏彦 | 仙台市泉区長命ヶ丘五・一二・七 | 平成二十三年二月四日 |

| | | | | |
|--------------------|---------------|---------------------|--------------------|------------------|
| 境恒春後援会 | 主たる事務 の所在地 | 気仙沼市三日町一、 二、二六 | 気仙沼市唐桑町小鱈 一八二、四 | 平成二十三年 二月十八日 |
| 境恒春後援会 | 代表者 の氏名 | 齋藤 穂積 | 宮井 康夫 | |
| 境恒春後援会 | 会計責任者 の氏名 | 愛甲 香純 | 吉田 亨 | |
| 塩釜民主市政推進連絡 会 | 主たる事務 の所在地 | 気仙沼市弁天町一、 一、八 | 気仙沼市三日町一、 二、二六 | 平成二十三年 二月二十四日 |
| 塩釜民主市政推進連絡 会 | 代表者 の氏名 | 小野寺 修 | 尾形 健 | |
| 塩釜民主市政推進連絡 会 | 会計責任者 の氏名 | 及川 善賢 | 佐藤 健治 | |
| 菅原福治後援会 | 主たる事務 の所在地 | 黒川郡富谷町成田三、 一九、一〇 | 黒川郡富谷町成田三、 二四、五 | 平成二十三年 二月十五日 |
| 菅原福治後援会 | 代表者 の氏名 | 黒川郡富谷町成田三、 一九、一〇 | 黒川郡富谷町成田三、 二四、五 | |
| 須田善明連合後援会 | 主たる事務 の所在地 | 石巻市中里六、一三 一、一八 | 石巻市後生橋六、三 二 | 平成二十三年 二月十六日 |
| 須田善明連合後援会 | 代表者 の氏名 | 佐藤 浩伸 | 泉 裕樹 | |
| 仙南政治研究会 | 会計責任者 の氏名 | 高野 順子 | 東條 勝雄 | 平成二十三年 二月二十四日 |
| 高野すすむ後援会 | 主たる事務 の所在地 | 塩竈市玉川一、六、 二〇 | 塩竈市旭町五、九 | 平成二十三年 二月二十四日 |
| 高野すすむ後援会 | 代表者 の氏名 | 齋藤 寿 | 一條 長蔵 | 平成二十三年 二月一日 |
| 高野すすむ後援会 | 代表者 の氏名 | 古沢 昭二 | 梶浦 茂 | 平成二十三年 二月十八日 |
| 堀内周光後援会 | 代表者 の氏名 | 堀内 章 | 鈴木 孝幸 | |
| ほんだ祐一朗後援会 | 代表者 の氏名 | 高橋今朝見 | 千葉 道雄 | 平成二十三年 二月一日 |
| ほんだ祐一朗後援会 | 代表者 の氏名 | 阿部加代子 | 水沢 俊博 | 平成二十三年 二月十七日 |
| 水沢ふじえ後援会 | 主たる事務 の所在地 | 仙台市青葉区上杉二、 二、四〇 | 仙台市青葉区二日町 六、六 | 平成二十三年 二月二十五日 |
| 宮城県建築士事務所政 経研究会 | 代表者 の氏名 | 橋 清秋 | 佐藤 充弘 | |
| 宮城県建築士事務所政 経研究会 | 代表者 の氏名 | 山田 勇 | 吉田富次男 | 平成二十三年 |
| 宮城県商工政治連盟村 | 代表者 の氏名 | | | |

| | | | | | | |
|-----|-----|--|---------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 田支部 | の氏名 | 森塚男を励ます会 | 主たる事務 の所在地 | 気仙沼市本吉町津谷 根二八五番地 | 本吉郡本吉町津谷長 根二八五番地 | 平成二十三年 二月十八日 |
| 田支部 | の氏名 | もんでん英慈宮城県後 援会 | 主たる事務 の所在地 | 栗原市一迫字嶋小 原一〇 | 仙台市青葉区上杉一、 四、二五 | 平成二十三年 二月七日 |
| 田支部 | の氏名 | 山口津世子後援会 | 主たる事務 の所在地 | 仙台市太白区門前町 三、二〇 | 仙台市太白区鹿野一、 一〇、一四 | 平成二十三年 二月十七日 |
| 田支部 | の氏名 | ○宮選管告示第二十七号 | | | | |
| 田支部 | の氏名 | 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。 | | | | 平成二十三年三月二十九日 |
| 田支部 | の氏名 | 宮城県選挙管理委員会 | | | | |
| 田支部 | の氏名 | (一) 政党の支部 | | | | |
| 田支部 | の氏名 | 政治 団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 自由民主党宮城県土地改良建設職域支部 | 酒井 恵明 | 平成二十三年二月十一日 | | |
| 田支部 | の氏名 | (二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体) | | | | |
| 田支部 | の氏名 | 政治 団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 小山善弘後援会 | 千葉 俊文 | 平成二十三年二月十八日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 佐藤啓助後援会 | 三浦 幸一 | 平成二十三年二月十四日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 佐藤まさし後援会 | 斉藤 孝治 | 平成二十三年二月三日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 菅井洋治を励ます会 | 繁泉 勝弘 | 平成二十三年二月八日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 全国介護政治連盟宮城県支部 | 西澤優季子 | 平成二十三年二月三日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 泰政会 | 小野寺征四郎 | 平成二十三年二月二十二日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 田中徳寿後援会 | 田中 徳寿 | 平成十九年六月十日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 忠政会 | 渡辺 忠悦 | 平成二十三年二月二日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 中村ひろこ仙台後援会 | 折腹実己子 | 平成二十三年一月二十五日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 21世紀の元気な塩釜を考える市民会議 | 千葉 博 | 平成二十二年十二月三十一日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 森塚男を励ます会 | 菅原 義一 | 平成二十二年九月二十六日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 杜の都分権懇話会 | 加藤 義雄 | 平成二十二年十二月三十一日 | | |
| 田支部 | の氏名 | 山崎睦子後援会 | 山崎 睦子 | 平成二十三年一月三十一日 | | |
| 田支部 | の氏名 | わたなべ忠悦と若草会 | 田代 喜毅 | 平成二十三年二月二日 | | |

○宮懸警告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十九日

宮懸警告示第二十八号

宮懸警告示第二十八号

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

田中徳寿後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 田中 徳寿

資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員

報告年月日 23. 2. 25（19. 6. 10解散）

1 収入総額

741,304

本年収入額

741,304

2 支出総額

741,304

3 本年収入の内訳

寄附

30,304

個人分

30,304

機関紙誌の発行その他の事業による収入

711,000

田中とくじゅ君を励ます会

711,000

4 支出の内訳

政治活動費

741,304

組織活動費

741,304

5 寄附の内訳

（個人分）

30,304

年間五万円以下のもの

30,304

○宮懸警告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十九日

宮懸警告示第二十九号

宮懸警告示第二十九号

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

忠政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 忠悦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 23. 2. 2（23. 2. 2解散）

1 収入総額

97,312

前年繰越額

97,222

本年収入額

90

2 支出総額

0

3 本年収入の内訳

その他の収入

90

一件十万円未満のもの

90

（その他の政治団体）

佐藤まさし後援会

報告年月日 23. 2. 3（23. 2. 3解散）

1 収入総額

50,450

前年繰越額

50,450

2 支出総額

0

わたなべ忠悦と若草会

報告年月日 23. 2. 2（23. 2. 2解散）

1 収入総額

61,270

前年繰越額

61,185

本年収入額

85

2 支出総額

57,249

3 本年収入の内訳

その他の収入

85

一件十万円未満のもの

85

4 支出の内訳
 経常経費 57,249
 事務所費 57,249
 ○宮縣選挙区第三十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙区委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

忠政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 忠悦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 23.2.2（23.2.2 解散）

1 収入総額 97,351

前年繰越額 97,312

本年収入額 39

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳

その他の収入 39

一件十万円未満のもの 39

（その他の政治団体）

佐藤まさし後援会

報告年月日 23.2.3（23.2.3 解散）

1 収入総額 50,450

前年繰越額 50,450

2 支出総額 0

わたなべ忠悦と若草会

報告年月日 23.2.2（23.2.2 解散）

1 収入総額 4,027
 前年繰越額 4,021
 本年収入額 6
 2 支出総額 0
 3 本年収入の内訳
 その他の収入 6
 一件十万円未満のもの 6
 ○宮縣選挙区第三十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙区委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

自由民主党宮城県土地改良建設職域支部

報告年月日 23.2.24（23.2.11 解散）

1 収入総額 991,395

前年繰越額 991,145

本年収入額 250

2 支出総額 176,550

3 本年収入の内訳

その他の収入 250

一件十万円未満のもの 250

4 支出の内訳

経常経費 91,074

備品・消耗品費 5,061

事務所費 86,013

政治活動費 85,476

組織活動費 85,476

| | |
|---|--|
| <p>(資金管理団体) 忠政会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 忠悦</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員</p> <p>報告年月日 23. 2. 2 (23. 2. 2 解散)</p> | <p>小山善弘後援会</p> <p>報告年月日 23. 2. 18 (23. 2. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤啓助後援会</p> <p>報告年月日 23. 2. 15 (23. 2. 14解散)</p> |
| <p>1 収入総額 97,366</p> <p>前年繰越額 97,351</p> <p>本年収入額 15</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>その他の収入 15</p> <p>一件十万円未満のもの 15</p> <p>山崎睦子後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 山崎 睦子</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員</p> <p>報告年月日 23. 2. 18 (23. 1. 31解散)</p> | <p>1 収入総額 10,903</p> <p>前年繰越額 10,903</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤まさし後援会</p> <p>報告年月日 23. 2. 3 (23. 2. 3 解散)</p> |
| <p>1 収入総額 67,180</p> <p>前年繰越額 56,543</p> <p>本年収入額 10,637</p> <p>2 支出総額 67,180</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 10,637</p> <p>個人分 10,637</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 67,180</p> <p>備品・消耗品費 27,180</p> <p>事務所費 40,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>(個人分)</p> <p>年間五万円以下のもの 10,637</p> <p>(その他の政治団体)</p> | <p>1 収入総額 50,450</p> <p>前年繰越額 50,450</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>菅井洋治を励ます会</p> <p>報告年月日 23. 2. 9 (23. 2. 8 解散)</p> |
| <p>1 収入総額 10,846</p> <p>前年繰越額 10,843</p> <p>本年収入額 3</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 10,846</p> <p>個人分 10,843</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 67,180</p> <p>備品・消耗品費 27,180</p> <p>事務所費 40,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>(個人分)</p> <p>年間五万円以下のもの 10,637</p> <p>(その他の政治団体)</p> | <p>1 収入総額 10,846</p> <p>前年繰越額 10,843</p> <p>本年収入額 3</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>その他の収入 3</p> <p>一件十万円未満のもの 3</p> <p>泰政会</p> <p>報告年月日 23. 2. 24 (23. 2. 22解散)</p> |
| <p>1 収入総額 746</p> <p>前年繰越額 0</p> <p>本年収入額 746</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附 746</p> <p>個人分 746</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 67,180</p> <p>備品・消耗品費 27,180</p> <p>事務所費 40,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>(個人分)</p> <p>年間五万円以下のもの 10,637</p> <p>(その他の政治団体)</p> | <p>1 収入総額 746</p> <p>前年繰越額 0</p> <p>本年収入額 746</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>その他の収入 3</p> <p>一件十万円未満のもの 3</p> <p>泰政会</p> <p>報告年月日 23. 2. 24 (23. 2. 22解散)</p> |

| | | | |
|-------------------------------|---------|--------------------------------|---------|
| 前年繰越額 | 746 | 2 支出総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 | 森塚男を励ます会 | |
| 中村ひろひこ仙台後援会 | | 報告年月日 23. 2. 18 (22. 9. 26解散) | |
| 報告年月日 23. 2. 7 (23. 1. 25解散) | | 1 収入総額 | 102,298 |
| 1 収入総額 | 978,817 | 前年繰越額 | 102,298 |
| 本年収入額 | 978,817 | 2 支出総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 797,072 | 杜の都分権懇話会 | |
| 3 本年収入の内訳 | | 報告年月日 23. 2. 24 (22. 12. 31解散) | |
| 個人の党費・会費 | 27,000 | 1 収入総額 | 956,937 |
| (27人) | | 前年繰越額 | 706,759 |
| 寄附 | 930,000 | 本年収入額 | 250,178 |
| 政治団体分 | 930,000 | 2 支出総額 | 956,937 |
| 借入金 | 10,000 | 3 本年収入の内訳 | |
| 折腹 実己子 | 10,000 | 寄附 | 250,000 |
| その他の収入 | 11,817 | 個人分 | 250,000 |
| 一件十万円未満のもの | 11,817 | その他の収入 | 178 |
| 4 支出の内訳 | | 一件十万円未満のもの | 178 |
| 経常経費 | 399,194 | 4 支出の内訳 | |
| 光熱水費 | 15,293 | 経常経費 | 691,084 |
| 備品・消耗品費 | 169,535 | 備品・消耗品費 | 48,800 |
| 事務所費 | 214,366 | 事務所費 | 642,284 |
| 政治活動費 | 397,878 | 政治活動費 | 265,853 |
| 組織活動費 | 286,254 | 組織活動費 | 40,000 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 101,624 | 寄附・交付金 | 225,853 |
| 宣伝事業費 | 101,624 | 5 寄附の内訳 | |
| その他の経費 | 10,000 | (個人分) | |
| 5 寄附の内訳 | | 年間五万円以下のもの | 250,000 |
| (政治団体分) | | わたなべ忠悦と若草会 | |
| 中村ひろひこ後援会 | 930,000 | 報告年月日 23. 2. 2 (23. 2. 2解散) | |
| 21世紀の元氣な塩釜を考える市民会議 | | 1 収入総額 | 4,027 |
| 報告年月日 23. 2. 8 (22. 12. 31解散) | | 前年繰越額 | 4,027 |
| 1 収入総額 | 0 | | |

2 支出総額 0
 ○阿賀野道中長保三十一 equal
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十九日

阿賀野道中長保三十一 equal

敬 重 氏 謹 製 一

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

自由民主党宮城県土地改良建設職域支部

報告年月日 23. 2. 24（23. 2. 14解散）

1 収入総額 814,909

前年繰越額 814,845

本年収入額 64

2 支出総額 814,909

3 本年収入の内訳 64

その他の収入 64

一件十万円未満のもの 64

4 支出の内訳 6,726

経常経費 6,726

事務所費 6,726

政治活動費 808,183

寄附・交付金 808,183

（資金管理団体）

忠政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡辺 忠悦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 23. 2. 2（23. 2. 2 解散）

1 収入総額 97,371

前年繰越額 97,366

本年収入額 5

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳 5

その他の収入 5

一件十万円未満のもの 5

山崎睦子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山崎 睦子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員

報告年月日 23. 2. 18（23. 1. 31解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

小山善弘後援会

報告年月日 23. 2. 18（23. 2. 18解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤啓助後援会

報告年月日 23. 2. 15（23. 2. 14解散）

1 収入総額 10,903

前年繰越額 10,903

2 支出総額 0

佐藤まさし後援会

報告年月日 23. 2. 3（23. 2. 3解散）

1 収入総額 50,450

前年繰越額 50,450

2 支出総額 0

菅井洋治を励ます会

報告年月日 23. 2. 9（23. 2. 8解散）

1 収入総額 22,000

前年繰越額 22,000

2 支出総額 22,000

3 支出の内訳
 政治活動費 22,000
 組織活動費 22,000
 全国介護政治連盟宮城県支部
 報告年月日 23. 2. 16 (23. 2. 3解散)

1 収入総額 10,847
 前年繰越額 10,846
 本年収入額 1

2 支出総額 10,847
 本年収入の内訳

3 その他の収入 1
 一件十万円未満のもの 1

4 支出の内訳 10,847
 政治活動費 10,847
 寄附・交付金 10,847

泰政会
 報告年月日 23. 2. 24 (23. 2. 22解散)

1 収入総額 746
 前年繰越額 746

2 支出総額 0
 中村ひろひこ仙台後援会

報告年月日 23. 2. 7 (23. 1. 25解散)

1 収入総額 181,745
 前年繰越額 181,745

2 支出総額 181,745
 支出の内訳

3 經常経費 840
 事務所費 840
 政治活動費 180,905
 寄附・交付金 180,905

わたなべ忠悦と若草会

報告年月日 23. 2. 2 (23. 2. 2解散)

1 収入総額 4,027
 前年繰越額 4,027
 2 支出総額 0

○宮選管告示第三十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 届出年月日 |
|------------------|---------|---------------|------------------|--------|------------|
| 及川 英樹 | 仙台市議会議員 | おいかわ英樹を市政に送る会 | 仙台市太白区長町南四、一六、二一 | 及川 英樹 | 平成二十三年二月八日 |
| 熊谷 敏彦 | 宮城県議会議員 | 愛香会 | 仙台市泉区長命ヶ丘五、一一、七 | 熊谷 敏彦 | 平成二十三年二月四日 |
| 峯岸 真哉 | 宮城県議会議員 | 峯岸しんや後援会 | 仙台市泉区上谷刈字向原七、二七 | 峯岸 真哉 | 平成二十三年二月四日 |

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

| 資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|----------------------|---------|-----------|------------|---------------|-----------------|
| 伊藤 啓一 | 石巻市議会議員 | 伊藤けいじ後援会 | 主たる事務所の所在地 | 石巻市新成一、二 | 石巻市渡波字旭ヶ浦九六、一 |
| 山口津世子 | 仙台市議会議員 | 山口津世子後援会 | 主たる事務所の所在地 | 仙台市太白区門前町三、二〇 | 仙台市太白区鹿野一、一〇、一四 |

○宮選管告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十三年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日 |
|-----------|----------|-----------|-----------------|--------|---------------------|
| 伊藤 拓哉 | 色麻町長 | 伊藤拓哉後援会 | 加美郡色麻町四竈字伝八四六・一 | 伊藤 拓哉 | 平成二十三年二月十八日 |
| 山崎 睦子 | 気仙沼市議會議員 | 山崎睦子後援会 | 気仙沼市東中才二一三・七 | 山崎 睦子 | 平成二十三年二月十八日 |
| 渡辺 忠悦 | 宮城県議會議員 | 忠政会 | 登米市南方町館五四 | 渡辺 忠悦 | 平成二十三年二月二日 |